

「廿日市市男性の子の看護等休暇取得促進奨励金」Q&A

(2025.04.01)

※状況により適宜内容を更新していきます。

対象事業者

Q 1 誰が対象となるのか。

A 1 中小企業者や小規模事業者、個人事業者のほか、開業医、医療法人、特定非営利（NPO）法人、社会福祉法人などが対象となります。

ただし、公益法人など行政からの補助金・委託費などの公的資金を受けている法人は対象外とする場合があります。

Q 2 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは。

A 2 次のいずれかに当てはまる事業者です。

業種	中小企業者 (次のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業等 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ 医療法人、社会福祉法人：常時使用する従業員の数が300人以下

※ 特定非営利（NPO）法人等：上記①～④の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下

Q 3 廿日市市内にある事業所の取組について申請したいが、廿日市市外に本店の登記をしている。この場合は対象となるか。

A 3 対象となります。次の表を参考にしてください。

<具体的な対象事業者>

【法人の場合】

	本社の登記	対象労働者が勤務する事業所の登記	判定
①	市内	市内	対象
②	市内	市外	対象外
③	市外	市内	対象
④	市外	市外	対象外

【個人事業者の場合】

	住民票の登録	対象労働者が勤務する事業所の登記	判定
⑤	市内	市内	対象
⑥	市内	市外	対象外
⑦	市外	市内	対象
⑧	市外	市外	対象外

Q 4 複数の法人を経営しているが、補助金は法人ごとに申請できるのか。

A 4 法人格が別の場合、法人ごとに申請できます。ただし、対象労働者が複数法人で兼業している場合は、いずれかの1法人でのみ申請が可能です。

Q 5 市内に複数の事業所がある場合は、それぞれの事業所において申請することは可能か。

A 5 交付対象を事業者としていることから、市内に複数の事業所がある場合でも、申請は1事業者1回限りとなります。

Q 6 フランチャイズ契約等の店舗は対象となるか。

A 6 対象となります。

Q 7 雇用する労働者は10人未満だが、子の看護等休暇制度を規定した書類として、何を提出すればよいか。

A 7 雇用する労働者が10名未満の事業所で就業規則の作成・届出をしていない場合は、子の看護等休暇制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（周知日が確認できること）が必要です。

<添付資料の例>

明文化された書面を労働者へ周知したメールの送信履歴、回覧物、掲示物、配布書類、社内に掲示した場合は社内に掲示していることが客観的に分かる写真等、周知した

ことが分かるもの

対象労働者

Q 8 会社の役員は対象となるか。

A 8 雇用保険の被保険者となっている場合は対象となります。

Q 9 短時間などの非正規労働者は対象となるか。

A 9 雇用保険の被保険者であり、申請する企業等の就業規則等で子の看護等休暇制度を取得できると定められている労働者であれば対象となります。

Q10 市内事業所に勤務している労働者が市外に居住している場合は対象となるか。

A10 対象となります。従業員の居住地は問いません。詳しくは QA3 をご確認ください。

対象となる取組

Q11 対象となる子の看護等休暇制度とは

A11 育児・介護休業法第16条の2に規定する子の看護等休暇制度で、次の全てに該当する場合

対象となります。

- ・年次有給休暇とは別途取得できる有給の休暇であること
- ・対象となる子1人あたり年5日（2人以上の場合は年10日）以上の休暇が付与されること
- ・1日未満の単位で取得できること
- ・養育する子が小学校3年生を修了するまで利用できる制度であること

Q12 看護等休暇とは、どのような休暇をさすのか。授業参観や運動会に参加する場合でも取得可能か。

A12 育児・介護休業法では、子の病気、けが、予防接種、健康診断の場合の子の世話のほか、令和7年4月1日から、感染症に伴う学級閉鎖や出席停止等の場合の子の世話、入園・卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典の参加も対象となりました。

なお、授業参観や運動会に参加する場合は、法的には子の看護等休暇の取得事由として認められませんが、法を上回る措置として事業主が独自の判断で取得事由に含めることは差し支えありません。

Q13 「はつかいち子育て応援宣言企業」に登録していないが、申請までに登録すればよいのか。

A13 申請までに、雇用する労働者の子育てや地域における子育てを応援するために具体的な取組を行う旨の宣言を登録すると、当奨励金の対象となります。

<宣言の具体例>「男性労働者が子育て・家事に取り組みやすいよう、〇〇に取り組みます」「子育てを応援するため、授乳・調乳スペースを店内に確保します」など

Q14 対象となる男性労働者合わせて40時間以上制度を取得とはどういうことか。

A14 例えば、子の予防接種で男性労働者3人がそれぞれ2時間ずつ休暇を取得した場合、

合計で6時間の取得なります。残り34時間取得すれば、奨励金を申請することが可能です。

Q15 自社の看護等休暇制度は1日単位で取得を許可している。この場合、当奨励金の申請は可能か。

A15 申請可能です。

申請手続き

Q16 申請書に押印する印鑑は

A16 代表者印を押印してください。（会社印、屋号の印のみの押印は不可。）

Q17 申請書類等の提出方法は持参のみか

A17 持参または郵送で受け付けます。

Q18 市税の滞納がないことはどのようにして証明すればよいか。

A18 市で市税の納付状況を調査することに同意いただける場合は、申請書の指定の欄にチェックをし提出してください。同意しない場合は、市が発行する市税の「滞納がない証明」（3ヶ月以内に発行したもの）を提出していただく必要があります。

その他

Q19 申請からどのくらいで入金されるのか。

A19 おおむね1ヶ月となります。